

丹波篠山市大山荘の里市民農園指定管理者募集要項

丹波篠山市では、丹波篠山市大山荘の里市民農園（以下「市民農園」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、丹波篠山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第35号）及び丹波篠山市大山荘の里市民農園の設置及び管理に関する条例（平成14年条例第41号）第3条の規定に基づき指定管理者を募集します。

1 施設の設置目的及び管理運営方針

豊かな自然に恵まれた山麓を活用し、多様化する都市住民のニーズにこたえ、農業を通じてゆとりある余暇とやすらぎの空間を提供し、農村地域と交流を深める中で地域の活性化を図る。

2 施設の概要

- (1) 施設名 丹波篠山市大山荘の里市民農園
 (2) 所在地 丹波篠山市大山新137番地1
 (3) 設置年月 平成6年4月1日
 (4) 敷地面積 19,144㎡
 (5) 施設構造等

①農園

農園種類		建物構造等	建物床面積	農地面積	棟・区画数	空き状況 (R8.4月)
滞在型農園	バリアフリータイプ	木造平屋建て	47.5㎡	100㎡	2棟	なし
	和室タイプ	木造平屋建て	47.5㎡	100㎡	9棟	なし
	洋室タイプ	木造平屋建て	45.5㎡	100㎡	4棟	なし
小舎付農園		木造平屋建て	10.5㎡	150㎡	23棟	4棟
青空農園		なし	なし	50㎡	23区画	4区画

②指定管理者の管理農園 7区画 合計約1,250㎡

うち 指定管理者が管理・耕作を行う区画 6区画 合計約1,000㎡

学童農園 1区画 250㎡

③ふれあい広場 869㎡

休憩・団らん等多用途の芝生広場 一角にテーブル・椅子・東屋あり

④管理棟兼体験実習館 1棟

木造一部鉄骨造 平屋建て 210.06㎡

玄関ホール 事務室 給湯室 男子・女子更衣室 シャワー室 男子・女子便所

書庫 研修室 ※事務室を除き空調設備なし

⑤農機具倉庫 1棟 軽量鉄骨造平屋建て

⑥給水設備

水中ポンプ、貯水槽、パイプライン

農業用水を河川から貯水槽へポンプアップし、貯水槽から農園内各所へ配水するための設備

⑦駐車場 アスファルト舗装 1,500㎡

(6) 管理備品

①乗用トラクター 13馬力 1台

②歩行型トラクター 6馬力 1台

③管理機 2台

④刈払機 3台

3 指定管理者が行う業務の範囲・内容

(1) 運営に関すること

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること

(3) 事業実施に関すること

※詳細は丹波篠山市大山荘の里市民農園指定管理業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）による。

4 開館日・開館時間等管理の基準

(1) 開館日

特に定めない。

(2) 開館時間

体験実習館のみ 午前9時から午後10時

(体験実習館は令和3年以降利用実績なし)

5 関係法令の遵守

関係法令（地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）ほか行政関連法規、消防法（昭和23年法律第186号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関係法規、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、丹波篠山市個人情報保護条例（平成13年条例第36号）、丹波篠山市情報公開条例（平成19年条例第28号）、丹波篠山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第35号）、同施行規則（平成16年規則第27号）、丹波篠山市大山荘の里市民農園の設置及び管理に関する条例（平成14年条例第41号）、丹波篠山市大山荘の里市民農園の設置及

び管理に関する条例施行規則（平成 14 年規則第 35 号）、その他関係法令等を遵守し、施設利用者の安全及び快適性に考慮した管理運営を行って下さい。

6 指定期間

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで（4 年 6 カ月）

指定は、令和 8 年 6 月市議会（予定）の議決を経て決定します。

7 管理経費の算出等について

（1）指定管理業務に係る経費

経費の算出に当たっては、人件費、事務所経費、委託費、修繕費、租税公課など必要な経費を計上してください。

※経費積算に用いる消費税及び地方消費税の税率は現行税率（10%）としてください。

（2）利用料金制度

本施設は利用料金制度を導入しています。この制度では指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とします。

「丹波篠山市大山荘の里市民農園の設置及び管理に関する条例」に定める基準金額に基づいて利用料金収入見込額を提案してください。

なお、令和 8 年度分農園利用料金は年度当初に市が収受しますので、指定管理者の利用料収入はありません（年度途中の利用開始分を除く）。令和 8 年 1 0 月から令和 9 年 3 月の施設管理に必要な経費は、市が指定管理料として指定管理者に支払います。

指定管理料の金額設定等については「8 市が指定管理者に支払う指定管理料について」を参照ください。

（参考）令和 7 年度農園利用料金

農園利用料金（年額）

区分	条例に定める基準年額	令和 7 年度利用料金
滞在型市民農園	1 棟（農園含む）当たり 4 5 3, 6 0 0 円	1 棟（農園含む）当たり 4 5 3, 6 0 0 円
小舎付農園	1 平方メートル当たり 3 2 4 円 1 棟当たり 5 4, 0 0 0 円	1 平方メートル当たり 1 0 8 円又は 2 1 6 円 1 棟当たり 1 0, 8 0 0 円
貸し農園 （青空農園）	1 平方メートル当たり 3 2 4 円	1 平方メートル当たり 3 2 4 円

体験実習館利用料金（1回当たり）

区分	時間帯	午前	午後	夜間	終日
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 22:00
体験実習館		円	円	円	円
条例に定める基準金額		1,260	1,575	2,100	4,725
令和7年度利用料金		1,200	1,500	2,000	4,500

(3) 修繕費等の取扱い

修繕等に要する費用は小規模・大規模から構成します。

小規模：1件10万円未満の管理物件の修繕・更新を言い、指定管理者の負担とします。

大規模：1件10万円以上の管理物件の修繕・更新については、市が負担します。なお、大規模修繕が必要となった場合は、指定管理者と市の間で協議を行い、市が別に定める予算の範囲内で実施することとします。

(4) 管理口座

本施設の管理業務にかかる経理については、金融機関に専用口座を設けて行ってください。

8 市が指定管理者に支払う指定管理料について

利用料金等指定管理者の収入をもって管理運営業務に係る経費を賄うこととし、市から指定管理料は支払いません。

ただし、令和8年10月1日から令和9年3月31日までの6カ月分のみ予算の範囲内で指定管理料を支払います。具体的な金額は、申請時に提案していただく管理運営に係る収支予算書（「様式集」様式4）の金額に基づき、指定管理者と市が協議した上で、別途締結する年度協定で定めます。

(1) 市への納付金について

指定管理者は、年度決算において収入が支出を上回った場合、その上回った額の全部又は一部を市へ納付していただきます。収支予算書（「様式集」様式4）により納付額を提案してください。ただし、納付額の下限は805,000円（市民農園の敷地について市の負担する賃借料）とします。

なお、納付額は指定管理者選定にあたっての評価項目に含まれます。

9 自主事業について

自主事業とは、本要項や仕様書等に指定管理者が行うべきものとしての具体的定めがなく、指定管理者が市の承認を得て施設内において自らの責任と費用で自主的に行う事業です。施設利用者のニーズに応える、創意工夫を凝らした新しいサービスの提案を求めます。提案する場合は自主事業提案書（「様式集」様式8）を提出してください。

自主事業による収益金については原則として、指定管理者の収入としますが、施設管理費に充てることもできます。その場合は、収支予算書（「様式集」様式4）「その他収入」欄に金額を記載し、備考欄に自主事業収益金充当であることを示し提案してください。

10 指定管理者と市との責任分担、リスク分担

指定管理業務に係る指定管理者と市の責任分担、リスク分担は、次に示す「責任分担、リスク分担表」のとおりとします。

なお、指定管理者と市の責任分担、リスク分担に疑義がある場合、又は責任分担、リスク分担表に定めのない責任が生じた場合は、協議のうえ決定するものとします。

◆ 責任分担、リスク分担表

項 目		指定管理者	丹波篠山市
施設の維持管理・運営		○	
施設の 法的管理	使用許可、許可の取消し	○	
	目的外使用許可		○
施設内設備、備品の維持管理		○	
周辺住民・利用者等からの苦情・要望等対応		○	案件により対応
管理施設の改造・増築・改築			○
管理物件の 修繕・更新※1	小規模	○	
	大規模		○
不可抗力（市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費の増加		市への 報告・応急対応	○
自然災害時、防災拠点として利用する間等の業務停止による運営リスク			○
物価・金利変動に伴う経費の増		○	
行政上の理由による事業変更等に伴う増加経費の負担			○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		○
	指定管理者に影響を及ぼす変更	○	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		○

	上記以外の変更	○	
支払遅延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により、市からの経費の支払遅延によって生じた事由		○
	上記の場合以外	○	
書類の誤り	業務仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの	○	
利用者や第三者への賠償	施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
	施設の設置瑕疵に伴う損害賠償		○
損害賠償保険（指定管理者の帰責事由に基づく損害賠償保険）		○	
施設保険（火災・建物共済等）			○
事業終了時の費用（指定期間が終了した場合、又は期間途中において業務を廃止した場合等における指定管理者の撤収費用）		○	

※ 1 小規模と大規模の範囲については、先の修繕費等の取扱いを参照してください。

1.1 申請資格・条件

(1) 次の①～②すべての条件を満たす団体等であること。

- ① 市民農園の設置目的に即した管理運営業務を遂行する能力を有する団体等。
- ② 従業員として丹波篠山市民を優先雇用するほか、地域の活性化を支援する意思があること。

(2) 次のいずれかに該当する団体等は、申請することができません。

(必要に応じて関係機関に事実関係の照会を行う場合があります。)

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- ② 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続きを開始している者。
- ③ 丹波篠山市から指名停止処分を受けている者。
- ④ 市税、法人税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者。
- ⑤ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- ⑥ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が⑤に該当するもの。

- ⑦ 法人であって、その役員のうち⑤⑥のいずれかに該当する者があるもの。
- ⑧ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者。
- ⑨ その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）が⑤から⑧までのいずれかに該当する者。
- ⑩ 指定管理候補者検討会委員、指定管理者選定委員会委員及び公募事務に関与した者及びこれらの者と利害関係を有する者。
- ⑪ 丹波篠山市及びその他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者。

(3) グループ申請の場合の条件

- ① 複数の団体等がグループを構成して応募する場合は、代表となる団体等を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負うこととして申請してください。
- ② 同時に複数のグループの構成団体となることはできません。
- ③ 単独で応募した団体等は、グループで応募する場合の構成団体となることはできません。
- ④ 代表となる団体等及びグループを構成する団体等の変更は原則として認めません。
- ⑤ 代表となる団体等及びグループを構成する団体等が申請資格・条件（2）に該当する場合は申請できません。

1.2 申請の手続き

(1) 申請書類等の配布

配布場所：「18 問い合わせ先」と同じ

配布期間：令和8年4月6日（月）から令和8年5月7日（木）まで

（土・日・祝日を除く）午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 申請書類

以下に示す所定の様式を提出してください。なお、用紙の大きさは日本工業規格A4を基本としてください。

	提出書類	備考	提出部数	
			正	副
1	指定管理者指定申請書	様式1	1	7
2	事業計画書	様式2	1	7
3	経理的基盤及び技術的能力に関する事項を記載した書類	様式3	1	7
4	管理運営に係る収支予算書	様式4	1	7

5	質問票（質問がある場合）	様式5	別に記載	
6	参加申込書（説明会に参加の場合）	様式6		
7	共同事業体協定書（グループ応募の場合）	様式7	1	7
8	自主事業提案書（提案ある場合）	様式8	1	7
9	法人又は団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	任意様式	1	7
10	法人又は団体のパンフレット等	ある場合	1	7
11	役員の氏名及びふりがな、住所及び略歴を記載した書類	任意	1	7
12	応募書類を提出する日の属する事業年度の団体等の事業計画書又はこれに類する書類	任意様式	1	7
13	○法人にあつては、 ・法人の履歴事項全部証明書 ・丹波篠山市内に本社、支社、営業所等の事業所がある場合は、本市で発行される市税の滞納がないことの証明 ・前年の法人税及び消費税及び地方消費税の納税証明書		1	7
14	○法人にあつては、 ・過去3年間の貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他経営内容を明らかにする書類 ○その他の団体にあつては、 ・応募書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去2か年の収支決算書	任意様式	1	7

(3) 申請の受付

- ①受付期間 令和8年4月6日（月）から令和8年5月7日（木）まで（土・日・祝日を除く）午前9時00分から午後5時00分
※受付期間後は受け付けません。
- ②受付場所 「18 問い合わせ先」と同じです。
※提出書類は必ず持参してください。郵送等による提出は受け付けません。

(4) 質問の受付

- ①質問受付期間 令和8年4月6日（月）から令和8年4月22日（水）まで午後5時00分まで
- ②受付方法 質問票（「様式集」様式5）に質問事項を記入の上、「18 問い合わせ先」までEメールにて送付してください。
- ③回答方法 令和8年4月28日（火）までにファクシミリ又はメールで回答し

ます。回答内容については、各申請希望者に共通事項として公開しますので、了承ください。

(5) 説明会及び現地見学会

現地確認、指定管理業務について説明会を開催します。

- ①開催日時 令和8年4月21日(火) 午後2時から
- ②開催場所 大山荘の里市民農園 丹波篠山市大山新137番地1
- ③申込方法 参加希望の方は、4月17日(金) 午後1時まで(必着)に、参加申込書(「様式集」様式6)を、「18 問い合わせ先」までEメールにて送付してください。なお、参加人数は各希望者2名までとします。

(6) 申請に関する留意事項

①虚偽の記載をした場合の取扱い

申請書類の虚偽の記載があった場合は、失格とします。

②追加資料の提出等

市が必要と認める場合には、追加資料の提出、ヒアリングの実施を求めることがあります。

③費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

④申請書類の著作権

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等に必要の場合は、申請書類の内容を無償で使用するものとします。

⑤申請書類の取扱い

申請書類は、理由の如何を問わず、返却しません。

また、情報公開条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、すべて情報公開請求の対象となります。

⑥事業計画書作成にあたっての留意点

I 取組実績等を踏まえてできるだけ具体的に記載してください。

II 業務の内容については「業務仕様書」を参照してください。

III 事業計画書に記載された内容について、提案内容どおりの実施を保障するものではありません。

1.3 選定方法、評価項目等

(1) 指定管理候補者検討会(以下「検討会」という。)が、事業計画等申請内容について

の個別評価を行います。検討会は、農都創造部長及び外部委員5名を委員として構成します。ヒアリングを実施する場合があります。

(2) 評価は、総合点を100点とし、評価項目ごとに配点した評価表により行います。

(3) 評価における基本的な評価の視点及び評価項目は表1のとおりとします。

(4) 検討会は、各委員の評価表をとりまとめた総合点の各申請者の比較表、その他選定に必要な評価事項を記載した資料を基に、検討会における指定管理候補者の意見として指定管理候補者を丹波篠山市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に推薦します。なお、申請が1団体のみであった場合でも検討会で評価を行い、万が一管理を行う能力が欠けている場合は選定委員会への推薦をしません。

(5) 選定委員会は、委員長に副市長、副委員長に教育長、その他委員として3名の部長級職員で構成し、検討会が推薦した申請者及び評価意見を尊重しながら審査を行い、結果を市長に報告します。その後、市長が指定管理候補者を選定します。

(6) 選定結果については、申請者全員に選定結果を通知するとともに、下記事項について公表します。

I 提案指定管理料

II 選定基準の評価項目と配点

III 全申請者の評価項目ごとの得点

表1 選定基準

指定の基準	評価項目	評価の視点	配点
1 公の施設の管理の業務に関する計画が管理の業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること	①管理運営方針	(1) 公の施設としての設置目的への理解 (2) 市の管理運営方針との整合性	10
	②市民サービスの向上につながる質の高い管理運営に向けた取組み	(1) 利用促進方策、サービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果、利用者ニーズの把握 (2) 当該施設の管理運営体制（知識・経験を有する人員等の配置計画、要望・苦情等の対応体制、安全管理体制等） (3) 市の指示等への対応及び市・関係機関等との連携体制の確保 (4) 休館日や開館時間等運営業務に関する新たな取組み	15
	③費用対効果の観点等から、効率的な管理運営に向けた取組み	(1) 水準を満たした上での実現可能で安価な費用設定 (2) 効率的な維持管理計画	10
	④危機管理体制の確保	(1) 災害等緊急時の対応、事故防止の取組み及び発生時の対応 (2) 個人情報保護の保護、利用者からの苦情対応体制、内部通報処理に関する対応	10

	⑤その他、各施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項	(1) 地域団体等との連携方策等 (2) 利用料金についての考え方及び設定案	10
2 公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること	①申請団体の管理運営体制	(1) 人員体制、採用計画等 (2) 公正労働基準の確保 (3) 人材の指導育成、研修体制	15
	②申請団体の経理的基礎	(1) 団体の経営状況、財務体質、事業実績 (2) 財務諸表に対する適正なチェック体制・開示体制	10
	③申請団体の技術的能力、類似施設の運営実績、その他、各施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項	2-③施設管理に係る技術的能力、類似施設の良好な運営実績の有無 2-④障害者の雇用状況・雇用計画、男女共同参画への取組み、環境への配慮等社会的価値への取組み等	10
3 その他	①提案価格、自主事業	(1) 市への納付額	10
	②自主事業	(2) 内容、実施体制 (3) 収支計画等	

1.4 今後のスケジュール（予定）

指定管理候補者検討会	令和8年5月
指定管理者選定委員会	令和8年5月
選定結果の通知及び公表	令和8年5月
市議会の議決、指定の告示・公表	令和8年6月
基本協定の締結	令和8年9月
業務の引継ぎ	令和8年9月
年度協定の締結	令和8年10月1日
指定管理の開始	令和8年10月1日

1.5 協定の締結及び協定案

(1) 協定書案は別紙のとおり

(2) 指定管理者の指定後であっても、次の事項に該当する場合は、市はその指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

①正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

②財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。

③暴力団又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し又は関与する等、これと交わりをもつ者をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明するなど著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくない

と認められるとき。

④申請資格を喪失したとき。

1.6 業務実施及び履行責任

(1) 事業計画書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度、市長が指定する期日までに次年度の事業計画書を作成し、市長に提出するものとします。

(2) 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度の終了後60日以内に、市民農園に関する事業報告書を作成し、市長に提出するものとします。

(3) 業務報告の聴取等

市長は指定管理者に対し、その管理する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施状況を確認するため、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。

1.7 その他

(1) 指定の取消

市の指示に従わないときや指定管理者の責めに帰すべき事由により市民農園の施設の管理運営を継続できないと認めるときは、指定管理者の指定の取消や業務の停止を命じることがあります。

(2) 疑義等についての協議

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

1.8 問い合わせ先

〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町4-1

丹波篠山市農都創造部農都政策課 担当 伊藤

電話 079-552-1114

E-Mail norin_div@city.sasayama.hyogo.jp

※申請状況に関する問い合わせは禁止します。